

独立行政法人地域医療機能推進機構天草中央総合病院

附属居宅介護支援センター

重要事項説明書

(趣旨)

第1条 この規定は、介護保険法及び指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準に基づき、独立行政法人地域医療機能推進機構天草中央総合病院附属居宅介護支援センター（以下「支援センター」という。）の適正な運営について必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 支援センターは、要介護者及び要支援者が保健医療サービス及び福祉サービスの適切な利用等によって自立した生活を営めるよう、介護支援計画等を作成提供し、支援することを目的とする。

(事業の運営方針)

第3条

- (1) 支援センターは、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。
- (2) 支援センターは、利用者が要介護状態等となった場合、利用者の心身の状況、おかれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行うものとする。
- (3) 支援センターの提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者に公正、中立の立場に立って、特定の居宅サービス事業者にサービスの提供が不当に偏ることのないよう行うものとする。
- (4) 事業の運営にあたっては、市町村や包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携につとめるものとする。

(職員の職種及び員数)

第4条 支援センターに配置する職員の職種及び員数は次のとおりとする。

- (1) 管理者(主任介護支援専門員) 1名
- (2) 主任介護支援専門員 2名  
利用者 45 名未満につき 1 名とし、その端数を増すごとに 1 名を加えて配置する。
- (3) 事務員 1 名(兼務あり)

(職員の職務内容)

第5条 前条に定める職員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、当該事業を管理し、職員の指導監督をするものとする。  
介護支援専門員は、利用者の相談に応じ介護支援計画を作成し、その支援を行なうものとする

(営業及び営業時間)

第6条 営業日は、月曜日から金曜日までとし、国民の祝日及び 12 月 29 日から 1 月 3 日の年末年始を休日とする。

営業時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

(介護支援事業の提供方法)

第7条 支援センターの提供方法は、指定居宅介護支援の提供開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画が利用者の希望を基礎として作成されるものであること等につき、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して内容及び

手続きの説明を行い理解と同意を得る。

- (1) 相談を受ける場所は来客の場合相談室、訪問の場合は訪問先とする。
- (2) 課題分析は介護支援専門員実務研修用シートを使用する。
- (3) サービス担当者会議の開催場所は会議室及び本人の自宅等とする。  
尚、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ている場合はテレビ電話装置等を活用できる
  - ・利用者の心身の状況が安定していること
  - ・利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること
  - ・介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けていること。
- (4) 訪問頻度は1ヶ月に1回以上とし、その他必要に応じて訪問する。
- (5) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文章により利用者の同意を得ている場合、2か月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して行う。  
テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文章により利用者の同意を得ている。
- (6) モニタリングの結果記録は月に1回行うこととする。
- (7) 支援センター事業の提供に当たって、介護支援専門員は、身分証明書並びに熊本県が発行する介護支援専門員登録証明書を常時携帯し、初回訪問時又は利用者から求められたときは、これを提示するものとする。
- (8) 被保険者の要介護認定の確認及び申請代行並びに保険者からの委託の要介護認定調査に当たっては、被保険者証の確認を行なうものとする。
- (9) 要介護認定を受けた者から選択された場合は被保険者証により要介護認定の有無、認定区分と有効期間を確かめるものとする。
- (10) 介護認定における市町村、広域連合組合、介護保険組合等の委託調査については、調査の留意事項に基づいて公平、中立で正確な調査を行なうよう留意するものとする。
- (11) 地域の介護を要する者の発見に努め、要介護認定の申請が行なわれているか確認し、行なわれていない場合は、被保険者の意思を踏まえて速やかに申請が行なわれるよう支援するものとする。
- (11) 介護認定等の更新申請は、現在の要介護認定等の有効期間が終了する60日前からできるように必要な支援をするものとする。
- (12) 介護支援計画の作成及び居宅サービス計画の実施状況の把握を行なうに当たっては、正当な理由がなく業務の提供を拒否してはならない。
- (13) 利用者は複数の指定居宅サービス事業所等を紹介するよう求めることができること。
- (14) 利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること。
- (15) 支援センターのケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

#### (支援センター事業の内容)

第8条 支援センター事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成
- (2) サービスの実施状況の継続的な把握及び評価
- (3) サービス事業所の紹介等
- (4) 介護予防プランの作成

#### (利用料、その他の費用の額)

第9条 利用料は法廷代理受領分は無料とし、法廷代理受領分以外は介護報酬額とする。

- (2) 通常の事業の実施地域以外からの利用者の要請があった場合の交通費については、利用者から徴収し

ない。

(通常の事業の実施地域)

第10条 本事業所の通常の事業の実施地域は、天草市とする

(秘密保持)

第11条 介護支援専門員やその他の職員は、正当な理由がなくその職務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を漏らしてはならない。

(2) 介護支援専門員やその他の職員であった者は、正当な理由が無くその職務上知り得た利用者及びその家族等の秘密を漏らさないように必要な措置を講ずる。

(3) 支援センターは、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておかなければならない。

(4) 個人情報の取り扱いについては別紙のとおりとする。

(居宅事業者等から利益收受の禁止)

第12条 介護支援専門員は居宅サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対し、特定の居宅サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行なってはならない。

又、特定のサービス事業者によるサービスを利用することの代償として、当該居宅サービス事業者等から金品、その他財産上の利益を收受してはならない。

(事故発生時の対応)

第13条 利用者に対する支援センターの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じ、又、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行なう。

(業務継続計画の策定)

第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行なうよう努めます。

定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第15条 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする)をおおむね6月に1回以上開催します。その結果を、介護支援専門員に周知徹底します。

(3) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。

(4) 介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行ないます。

(虐待の防止)

第16条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるよう努めます。

(2) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとします)を定期的に行なうとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ります。(附属介護老人保健施設と同時)

- (3) 事業所における虐待防止のための指針を整備します。
- (4) 介護支援専門員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。
- (5) 虐待防止の措置を講じるための担当者を置きます。

(会計の区分)

第17条 指定居宅介護支援の事業の会計とその他の会計とを区分する。

(記録の整備)

第18条 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録類を整備する。

- (2) 居宅サービス計画、介護予防プラン、サービス担当者会議等の記録、その他の支援センターの提供に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(苦情処理の体制)

第19条 苦情処理体制及び手順については別紙のとおりとする。

(その他)

第20条 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は独立行政法人地域医療機能推進機構と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第21条 介護保険法 第73条(指定居宅サービスの事業の基準)において、福祉、介護サービスの質の評価について第三者評価を受けなければならない努力義務があるが、当センターにおいて第三者評価は受けていない。

平成31年4月1日改定

令和元年5月1日改定

令和2年4月1日改定

令和2年5月1日改定

令和3年4月1日改定

令和3年4月1日 ー2改定

令和5年4月1日

令和6年2月1日

令和6年4月1日

令和6年10月1日

説 明 日 令 和 年 月 日

居宅介護支援の提供にあたり利用者に上記のとおり重要事項を説明しました。  
この証として本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印の上、各自1通を保有するものとします。

説明者 熊本県天草市東町101番地

天草中央総合病院附属居宅介護支援センター

印

上記内容の説明を担当者から確かに受けました。

利用者 住所

氏名

印

代理人 住所

氏名

印